

おびひろ避難支援プラン

（全体計画）

～避難行動要支援者の避難支援に向けて～



令和 7 年 4 月

帯 広 市

目 次

第1章 総 則

- 1 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 避難行動要支援者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 平常時の対策

- 1 個別計画作成の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 名簿掲載者への同意確認・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 把握する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 計画作成の優先順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (4) 情報の管理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (5) 情報の守秘義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 避難情報の発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 避難情報の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 避難施設の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 普及・啓発など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 地域住民の防災意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 防災訓練などの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 要支援者及びその家族などへの防災意識の啓発・・・・ 5-6
 - (4) 要支援者及びその家族の備え・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 災害発生時の対応

- 1 避難支援などの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 避難情報などの伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 避難誘導と安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 避難所における支援など・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-8
 - (2) 物資・食料の調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(3) 情報の提供	8
(4) 相談窓口の設置	8
(5) 個別のニーズへの対応	8
(6) 救護班などによる巡回と福祉施設・医療機関などへの移送	8
(7) 心のケア	9
(8) 避難所以外の要支援者への支援	9
(9) ボランティアとの連携	9
(10) 生活リズムの適正保持	9

様式・資料

避難行動要支援者名簿（様式1）	10
個別計画作成・情報提供同意確認 兼 避難行動要支援者台帳（個別計画） （様式2）	11-12
個人情報の取扱いについて（様式3）	13
緊急連絡カード（様式4）	14
＜参考資料＞ プラン策定の経過等	15-16

第1章 総 則

1 策定の目的

本市は、昭和 27 年、昭和 37 年及び平成 15 年に十勝沖を震源とする地震により、大きな被害を受けています。また、市北部には十勝川、東部には札内川の一級河川が流れ、過去に幾度も氾濫を繰り返し、大きな被害をもたらしています。

さらに、亜寒帯気候に位置する本市は、1 度に 100cm を超える降雪を経験しており、雪害の被害に対しても注意が必要です。

災害は、市民の生命・財産に大きな影響を与えるほか、精神的・肉体的負担は大きなものとなります。特に、近年多発している地震や洪水などでは、犠牲者の多くが、高齢の方や障害を持つ方であることから、災害時に自力で避難することが困難な方に対する支援の充実・強化が早急の課題となっています。

こうしたことから、地域の方々、関係機関・団体及びボランティアの皆さんの協力のもと、避難支援対策を、適切かつ円滑に進めるため、このプランを策定します。

2 策定の考え方

避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、策定の考え方や推進方法などを定めた「全体計画」と、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）一人ひとりの計画を定めた「個別計画」により構成します。

「全体計画」では、市の推進体制や、「個別計画」の作成方法、災害発生時の対応などの基本的な方針について定めています。

「個別計画」は、プランに基づき、要支援者ごとに、「個別計画作成・情報提供同意確認書 兼 避難行動要支援者台帳（個別計画）」（別紙様式 2、以下「台帳」という。）により同意確認のうえ、計画作成を推進します。

計画作成にあたっては、「避難支援等関係者※1」が中心となり、一人ひとりの具体的支援について作成し、適宜、要支援者それぞれの状況などに応じて内容の修正・更新を行います。

※1 消防、警察、社会福祉協議会、民生委員、町内会、自主防災組織、個別計画作成協議会、福祉専門職など

3 避難行動要支援者の要件

市では、在宅かつ以下の要件に該当する方を「避難行動要支援者」と定め、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）に掲載します。

避難行動要支援者の要件

- 要介護認定3以上の方
- 視覚・聴覚障害1級、2級の方
- 上肢・下肢・体幹機能障害1級 又は 呼吸器機能障害1級の方
- 療育手帳Aを所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- 指定難病患者のうち、以下に該当する方
在宅人工呼吸器使用患者、酸素濃縮器使用患者、訪問支援対象疾患患者
ただし、訪問支援対象疾患患者については、以下のいずれかに該当する方
 - ・ADL（日常生活動作）全介助または一部介助を必要とし、
本人・家族共に災害認知・避難行動が困難な方
 - ・ADL自立または一部介助の方中、独居または、1日の大半を1人で
過ごす方（避難時に配慮が必要な方）
- その他市長が避難支援の必要を認めた方

4 推進体制

要支援者の避難支援対策については、全体計画を基に市が中心となって進めます。

また、要支援者一人ひとりの個別計画については、避難支援等関係者が連携・協力して作成を行い、課題などが生じた場合は、市や避難支援等関係者などによる、意見交換の場を設けるなど、必要に応じて協議・検討し、推進を図ります。

第2章 平常時の対策

1 個別計画作成の進め方

(1) 名簿掲載者への同意確認

名簿に掲載する要支援者に対して、以下の2点に関する同意確認を実施し、同意が確認できた要支援者について、計画作成を推進します。

なお、同意確認は、同意確認書の郵送や、要支援者宅への訪問等により実施します。

同意確認の内容

- 1 個別計画の作成に係る同意
- 2 避難支援等関係者への名簿情報提供に係る同意

(2) 把握する情報

ア 避難行動要支援者名簿一別紙様式 1ー

市関係各課が保有する情報を基に避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得た要支援者の情報を避難支援等関係者へ共有します。

イ 個別計画作成・情報提供同意確認書 兼 避難行動要支援者台帳（個別計画）一別紙様式 2ー

名簿に掲載する要支援者に対し、同意確認を行い、同意を得た要支援者に係る計画を作成します。なお、計画作成にあたり、要支援者本人や家族等へ世帯状況の聞き取りなどを行い、計画作成の必要性の有無を判断します。

(3) 計画作成の優先順位

個別計画の作成にあたって以下の条件に該当する要支援者を「優先度：高」として設定し、優先的に計画作成を進めます。

○「優先度：高」とする条件

市洪水ハザードマップ上、外水による「早期立退き避難が必要な区域（赤斜線で色塗りされている地域）」※2に居住している要支援者

※2 家屋が倒壊してしまうような氾濫流や河岸浸食などが発生するおそれのある区域

【例】洪水で堤防が決壊して河川から水が流れ出し、家屋が流されたり倒壊するおそれがある地域

(4) 情報の管理方法

市では、作成した個別計画を、災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙の両方で作成・管理します。

電子データで管理する場合は、部外の職員がデータの閲覧などができないように、あらかじめ操作する職員を所属ごとに所属長が指名し、パスワードを与えて管理します。パスワードについては、指定された職員以外に漏洩しないよう厳正な管理を行います。

また、この情報を共有する関係者が、電子データとして管理する場合は、市と同様に厳正な管理を行います。

紙で共有する場合は、施錠できる書庫・保管庫で管理するなど、情報を管理する人が責任を持って情報の漏洩防止などに万全の注意を払います。

個別計画に記載されている内容及び情報伝達方法などについて、適宜、市より要支援者及び避難支援等関係者へ確認します。また、内容に変更などがあったときは、避難支援等関係者と連携を図りながら随時更新し、更新した場合は、共有する関係者全てに新しい情報を提供します。

(5) 情報の守秘義務

要支援者の個人情報を共有する関係者は、当該個人情報を避難支援以外の目的で使用することはできません。また、名簿に記載された情報及び支援をする上で知り得た個人の秘密を守らなければなりません。支援する役割を離れた後も同様とします。

なお、個人情報の取扱いに際し、避難支援等関係者に対して「個人情報の取扱いについて」（別紙様式3）の提出を求めるほか、名簿情報の提供時に、個人情報の守秘義務など、適正な利用について注意喚起を図ります。

2 情報伝達体制の整備

要支援者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、避難情報など必要な情報を要支援者及び家族・支援者に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めます。

また、要支援者は、災害時だけでなく平常時においても、要支援者自身に不測の事態が発生した場合には、関係機関などへの連絡や通信の手段を確保する必要もあるため、関係機関と連携しながら情報伝達体制の整備を進めます。

(1) 避難情報の発表

市は、災害発生のおそれがある場合、避難指示の発表にさきがけて要支援者が避難行動を開始するため、「高齢者等避難」※3を発表します。

※3 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

(2) 避難情報の伝達

市は、「高齢者等避難」などの避難に関する情報を発表したときに、要支援者一人ひとりに情報が確実に伝達されるよう、避難支援等関係者と連携し、様々な情報発信手段を通じて、広く情報伝達を実施します。

3 避難施設の確保

大規模災害が発生した場合には、要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることになります。要支援者は、学校などの指定避難所での避難生活が困難な場合があることから、必要な生活支援が受けられる体制が整っている特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、短期入所施設などの社会福祉施設と事前に協定を締結し、「福祉避難所」として指定しています。

なお、災害時は、まずは指定避難所に避難をすることになります。そのうえで、避難生活に支障がある場合、福祉避難所での受け入れができるよう準備します。

4 普及・啓発など

要支援者の避難支援などが迅速かつ的確に行われるためには、日ごろから地域住民の防災意識を高めていくことが大切です。

また、災害時に要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、まわりの支援だけでなく、要支援者やその家族などの日ごろの備えも必要です。

このため、市は、各関係機関と連携・協力しながら、防災意識の啓発に努めます。

(1) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対し、防災に関する知識のほか、災害時には、困っている人を助け合うという「共助の精神」などについて、普及・啓発を図ります。

(2) 防災訓練などの実施

地域住民や要支援者の防災意識を高めていくため、市や地域などで実施する防災訓練において、要支援者の視点を入れた訓練を実施するほか、要支援者に向けた出前講座などを実施します。

(3) 要支援者及びその家族などへの防災意識の啓発

大規模災害が発生した場合には、支援者も被災する可能性もあるため、必要な備えについて、要支援者及びその家族や支援者に対し周知・啓発することが必要です。

周知・啓発にあたっては、簡易な言葉やイラスト付きの文章などを使用するほか、漢字には仮名をふるなど、それぞれの状況に応じた方法で、関係団体の

協力を得ながら進めます。

なお、防災に対する正しい知識を要支援者やその家族などに理解をいただくため、出前講座などを実施します。

(4) 要支援者及びその家族の備え

災害時に要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周囲の支援だけでなく、要支援者やその家族の日ごろの備えなど、自助の力を高めることが必要です。

このため、市は、次の事項などを参考にしながら災害に対する備えに取り組むよう、要支援者やその家族、地域住民への啓発に努めます。

ア 隣近所や地域の各種団体などとの連携

- ・ 最寄りの民生委員・児童委員や自主防災組織のリーダーなどが誰であるか把握しておきます。
- ・ 地域の様々な組織や団体と、日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。
- ・ 市や各地域で実施する防災訓練などへ積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを深めておきます。

イ 必要な支援内容の伝達

災害発生に備え、どのような支援が必要かを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急連絡カード（別紙様式4）に記載するなど準備しておきます。

ウ 避難経路の確認

あらかじめ、避難所の位置や避難所までの経路を知っておくとともに、自宅から避難所までの経路を家族や支援者とともに確認することが望ましいです。

エ 家庭での備蓄、非常持ち出し品の準備

災害発生に備え、日ごろから飲料水や食料の備蓄や、薬や医療器具など避難生活を送るうえで必要となる非常持ち出し品を準備しておきます。備蓄量は、3日分を目安として、可能であれば1週間分程度備えておきます。

第3章 災害発生時の対応

1 避難支援などの実施

災害が発生した場合には、要支援者ごとに作成した個別計画に基づき、情報伝達や避難誘導、安否確認などの避難支援を行います。

(1) 避難情報などの伝達

災害が発生した場合や、発生のおそれがあり避難を要する場合には、あらかじめ個別計画で定めた支援者を中心に、迅速・確実に避難情報などを伝達します。

災害時には、電話回線や電力の寸断などにより、電話や携帯電話などを使用した情報伝達ができなくなる可能性も高いことから、相対により伝達することも併用します。

(2) 避難誘導と安否確認

あらかじめ個別計画で定めた支援者を中心に、地域の住民や「避難支援等関係者」が協力しながら、要支援者の避難誘導を行います。

また、安否の確認については、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できますが、確実に行うため、平常時に把握しておいた情報などに基づき、避難所において、避難した要支援者を把握するとともに、一緒に避難してきた住民などからも状況を把握します。

安否が確認できない要支援者については、消防や警察に救助や確認を依頼します。

また、あらかじめ本人の同意が得られていないなどの理由で情報が共有されていない要支援者についても、避難行動要支援者名簿をもとに、迅速な安否確認や避難誘導に努めます。

2 避難所における支援など

避難所へ避難したあとは、ライフラインの回復や住居の確保が可能となるまでの間、避難者が共同で生活を送ることになります。

避難所での生活は、災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、要支援者にとっては、過度のストレスが生じ、生活そのものが困難な状況となる場合が想定されるため、全体計画や個別計画を踏まえた配慮を行います。

(1) 避難所の運営

要支援者が安心して避難生活ができるよう、次の点に留意します。

ア 要支援者のためのスペースを区分し、できる限りトイレに近い場所、和室や採光の良い場所、階段を使わなくても行動できる場所、出入が楽な場所などの確保に努めます。

イ 出入口での段差の解消、通路幅の確保などの配慮に努めます。

ウ 感染症予防のための必要な衛生管理に配慮します。

(2) 物資・食料の調達

要支援者が避難生活を送っていくためには、それぞれの状態に応じたきめ細やかな配慮が必要となることから、避難所での生活において必要となる生活物資などについて、調達・供給に努めます。

(3) 情報の提供

災害発生直後は、情報が不足するため、必要以上に不安感を抱くことが想定されることから、テレビやラジオ、市からの情報などを的確に要支援者へ提供していくことが必要です。

このため、情報提供にあたっては、それぞれの状態に配慮し様々な方法により実施します。

また、掲示物や紙による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、漢字には仮名をふるとともに、図やイラストを用いるなど、誰でもわかりやすい表示に努めます。

(4) 相談窓口の設置

要支援者の支援ニーズは、心身の状態など一人ひとり異なっていることから、具体的な要支援者の現況とニーズを迅速かつ正確に把握するため、相談窓口を設けるなど、避難所での相談体制を整備します。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談などを実施します。

(5) 個別のニーズへの対応

相談窓口や巡回相談などによって把握した個別のニーズに対しては、関係者で共有し、できるだけ速やかに対応するように努めます。

(6) 救護班などによる巡回と福祉施設・医療機関などへの移送

障害の重度化や合併症予防などの観点から、医師や看護師、保健師などが避難所を巡回し、健康状態の確認や相談に応じる機会を確保するとともに、その結果によっては、必要に応じて福祉施設や医療機関などへの移送を検討します。

(7) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積などによる体調の変調や、外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念されます。

このため、これらを防止するため、専門家などの協力を得ながら、心のケアを実施します。

(8) 避難所以外の要支援者への支援

被災した要支援者の中には、他人との共同生活に抵抗があるなどの理由から、自宅や自家用車内などで避難生活を送る人も発生することが想定されます。

こうした避難生活を送っている要支援者については、「避難支援等関係者」の協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケアなどを実施します。

また、被災をまぬがれた要支援者についても、生活を維持するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者などとも協力しながら、できる限り早期にサービス提供体制の回復を図ります。

(9) ボランティアとの連携

大規模災害や避難生活が長期化する場合において、要支援者に対して各種の支援を行うには、ボランティアの活動が大きな力となります。

このため、要支援者のニーズを的確に把握しながら、避難所でのボランティアの受入体制を整備するなど、ボランティアが効果的に活動できるような体制をつくります。

(10) 生活リズムの適正保持

要支援者の多くは、平常時から何らかの支援の下で生活している状況にあります。災害時は、そうした支援が一層求められると考えられることから、要支援者の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間などの遵守、体操など適度な運動の励行）の確保に努めます。

【様式 1】

避難行動要支援者名簿

No.	台帳番号	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所	電話番号 1 電話番号 2	避難支援等を 必要とする事由	注意事項	支援者 決定	個別計画 作成

【様式2】

個別計画作成・情報提供同意確認書 兼 避難行動要支援者台帳（個別計画）

（台帳番号： ）

氏 名		性別		生年月日	年 月 日（満 歳）
郵便番号	〒 -				
住 所	帯 広 市				
電話番号	（自 宅） - -		（携 帯） - -		
	（FAX） - -				
避難行動要支援者区分（避難支援等を必要とする事由） ※あなたが該当するすべてに、☒及び○を付けてください。 ☐要介護認定（3・4・5） ☐視覚・聴覚障害（1級・2級） ☐上肢・下肢・体幹機能障害（1級） 又は 呼吸器機能障害（1級） ☐療育手帳保持者（等級A） ☐精神障害者保健福祉手帳保持者（1級） ☐指定難病患者（在宅人工呼吸器使用患者、酸素濃縮器使用患者、訪問支援対象疾患患者） ☐その他（ ）					
緊急時の 家族等の連絡先	氏 名	続柄	住 所	電話番号（携帯）	
				- -	
				- -	
帯広市長 様 私は、おびひろ避難支援プラン（全体計画）に基づき、個別計画作成することについて、 ☐ 同意します（計画作成を希望します） ☐ 同意しません（計画作成を希望しません） 理 由 ☐自力又は家族と共に避難可能 ☐その他（ ） また、私が届け出た個人情報を、市が避難支援等関係者（市、消防、警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織、個別計画作成協議会、福祉専門職など）に提供することについて、 ☐ 同意します（個人情報提供を承諾します） ☐ 同意しません（個人情報提供を承諾しません） 年 月 日 氏 名 代理記載者 住所 氏名 本人との関係（ ）					

（裏面あり）

【 個 別 計 画 】

支 援 者	氏 名（又は団体名）	関係・続柄	住 所	電 話 番 号
				— —
				— —
支 援 内 容		☐ 安否確認 ☐ 情報伝達 ☐ 避難支援 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ）		
具体的な支援内容				
避難指示等の 情報伝達の方法		市 → → → （ ）		
避難 場 所				
避難場所までの経路		要支援者宅 ⇒ ⇒ （避難場所）		
避難経路図等				
避難時の携行品等				
避難場所での留意事項				
作 成 履 歴		年 月 日 新規作成	年 月 日 更 新	
		年 月 日 更 新	年 月 日 更 新	
		年 月 日 更 新	年 月 日 更 新	
		年 月 日 更 新	年 月 日 更 新	
備 考				

帯広市長 様

団 体 名

代表者職氏名

連 絡 先

個人情報の取扱いについて

帯広市より提供を受けた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）に記載されている個人情報について、目的外に使用したり当該個人情報を第三者に漏洩したりしないよう次の事項を遵守し、適切に管理します。

記

1 基本的事項

名簿を取り扱うにあたっては、避難行動要支援者個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適切な管理に努めること。

2 目的外利用の禁止

名簿は、避難行動要支援者への避難支援の実施及び個別計画作成や日頃からの見守りの目的以外に利用しないこと。

3 適正管理

- （1）市から提供を受けた名簿について、必要以上の複写、複製を行わないこと。また、パソコンその他の情報機器へ入力、保存を行わないこと。
- （2）名簿及び作成した個別計画について、第三者に漏えいしないよう安全な場所に保管すること。
- （3）名簿に記載された情報及び避難支援の実施を通じて知り得た情報を他者へ漏洩しないこと。

【様式4】

表

 帯広市 避難行動要支援者証 兼 緊急連絡カード	
No.	登 録 日
フリガナ	性 別
氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
電 話	

裏

緊急連絡先 1 2
※このカードを拾われた方は、お手数でもこちらまでご連絡ください。 帯広市総務部危機対策課危機対策係 電話0155-65-4103

＜参考資料＞プラン策定の経過等

◇ 庁内検討会議

実施年月日	会議など（主な内容）
平成20年7月30日	●災害時要援護者避難支援計画策定にかかる事前会議 ・計画策定にかかる今後方針を決定
平成20年11月19日	●第1回災害時要援護者避難支援計画策定にかかる庁内会議 ・災害時要援護者対象者の選定について ・社会福祉施設などの対策について
平成20年12月18日	●第2回災害時要援護者避難支援計画策定にかかる庁内会議 ・全体計画（案）について ・社会福祉施設などの対策について
平成21年1月26日	●第3回災害時要援護者避難支援計画策定にかかる庁内会議 ・災害時要援護者登録に向けた具体的作業 ・全体計画（案）について
平成21年3月25日	●第4回災害時要援護者避難支援計画策定にかかる庁内会議 ・全体計画案について（素案の決定） ・今後の方針
平成21年4月16日	●災害時要援護者避難支援計画策定にかかる経過説明会 ・計画策定に関する経過説明 ・今後の方針
平成21年7月16日	●第5回災害時要援護者避難支援計画策定にかかる庁内会議 ・要援護者対象者の把握作業について ・個人情報の目的外使用及び外部提供について

※災害時要援護者：「避難行動要支援者」と同義（平成25年災害対策基本法改正以前の呼称）

◇ 帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議

実施年月日	会議など（主な内容）
平成21年5月29日	帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議の設置
平成21年5月29日	●第1回帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議 ・計画概要について ・災害時要援護者対象者の範囲について ・災害時要援護者対象者の把握作業について ・全体計画（案）について
平成21年7月21日	●第2回帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議 ・災害時要援護者対象者の範囲について ・災害時要援護者対象者の把握作業について ・全体計画（案）について
平成21年9月10日	●第3回帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議 ・全体計画（修正案）について ・その他
平成21年11月9日	●第4回帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議 ・検討会議の意見総括
平成21年11月16日	●帯広市災害時要援護者避難支援計画に関する検討会議 ・検討結果報告書を総務部長に提出

◇ おびひろ避難支援プラン（全体計画）策定・改訂履歴

平成22年 2月 「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」策定

9月 優先把握対象者に対し災害時要援護者登録の意思確認のための
文書を発送

10月 未返送の優先把握対象者について、登録の意思確認作業を民生・
児童委員に依頼

12月 「災害時要援護者避難支援の手引き」策定

平成29年 3月 「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」及び「災害時要援護者
避難支援の手引き」の改訂
(改訂内容)

優先把握対象者に指定難病等の特定医療費受給者証の交付を
受けている者を追加、消防組織の広域化及び避難情報の名称
変更に伴う変更

令和3年 3月 「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」の改訂
(改訂内容)

組織再編による修正、押印廃止に伴う様式の修正

令和3年 5月 「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」の改訂
(改訂内容)

避難情報の名称変更に伴う修正

令和5年 3月 「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」の改訂
(改訂内容)

性別記載欄の見直しに伴う様式の修正

令和6年 5月 「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」の改訂
(改訂内容)

災害対策基本法の改正への対応及び制度見直しに伴う所要の整理

令和 7 年 4 月 「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」の改訂

（改訂内容）

不同意時の回答理由、支援内容の具体例の追記に伴う様式の修正

おびひろ避難支援プラン（全体計画）

～避難行動要支援者の避難支援に向けて～

平成22年2月 策定

平成29年3月 改訂

令和3年3月 改訂

令和3年5月 改訂

令和5年3月 改訂

令和6年5月 改訂

令和7年4月 改訂

発 行 帯広市

編 集 総務部危機対策課